

食安輸発0806第3号

平成21年8月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

モニタリング検査強化の解除について

(台湾産バナナ及びその加工品)

モニタリング検査を強化して行う食品については、平成21年3月30日付け事務連絡「平成21年度輸入食品等モニタリング計画の実施について」により連絡しているところですが、今般、現在までのモニタリング検査実績を踏まえ、台湾産バナナについては、通常のモニタリング検査体制とすることから、今後にあつては、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に示す平成21年度輸入食品等モニタリング計画に従い、検査を実施されるようお願いします。

なお、同事務連絡の別紙を別添のとおり変更いたしますので、御了知の上、関係業者等への周知等よろしくお願いします。

また、自主検査の対象となっている輸出者等の取扱いについては、従来どおりとします。